

那 覇 市 公 告 第 3 4 5 号  
平 成 3 0 年 1 0 月 1 日

平成 30 年度亜熱帯庭園都市形成推進調査（市街地再生）業務委託  
に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 5 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：平成 30 年度亜熱帯庭園都市形成推進調査（市街地再生）業務委託
- (2) 履行場所：那覇市久茂地三丁目地内
- (3) 業務概要：本業務は、那覇市内に点在する密集市街地の中の 1 地区を対象とし、現状分析及び課題整理などを行い、環境改善に向けた取り組みを進めていくものである。
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで
- (5) 予定価格：2,980,800 円（税込）
- (6) 最低制限価格：予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表する。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (8) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 那覇市内に本店がある法人であること。
- (7) 過去 5 ヶ年間に本市、或いは国（公社、公団含む）又は地方公共団体の発注す

る業務において、都市計画に係る調査又は策定業務の契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。

- (8) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する審査を経て、土木関係の建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。
- (9) 管理技術者は、技術士（建設部門 都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

### 3 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：平成30年10月4日（木）9時00分～  
平成30年10月10日（水）17時00分
- (2) 提出方法：「質問書」をまちなみ整備課へ直接提出するか、FAXで送付すること  
（FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。  
また、質問がなければ質問書の提出は不要）
- (3) 回答日：平成30年10月11日（木）17時
- (4) 回答方法：那覇市まちなみ整備課ホームページに掲載する。

### 4 入札及び開札日程

日時：平成30年10月16日（火）午前10時

場所：那覇市役所8階 801会議室

注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

### 5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除する。
- (3) 前金払：適用しない。
- (4) 部分払：適用しない。

### 6 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 7 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。

落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から7日以内に契約しなければならない。

#### 8 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 その他

- (1) 入札参加者は、特記仕様書、資格審査申請書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書（案）、特記仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市まちなみ整備課ホームページに記載する。

#### 10 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎8階）

那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課 まちなみ整備G 担当 上原・嘉数

TEL：098-951-3251 FAX：098-862-8874

HP：<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/matinami/>